

地方税法等の一部を改正する法律の概要

総務省

1 住宅・土地税制

◎ 個人住民税における住宅ローン特別控除の創設

- 対象者 所得税の住宅ローン控除の適用者
(平成 21 年から平成 25 年までの入居者)
- 控除額 所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額について、
所得税における税額控除額と同額 (最高 9.75 万円) を限度に控除

※ 市町村に対する申告は不要 (給与支払報告書等について、所要の改正)

◎ 不動産取得税の特例措置 (平成 21 年度～平成 23 年度)

- 住宅及び土地に係る税率の特例措置 (4%→3%) を 3 年延長
- 宅地評価土地 (住宅用地・商業地等) に係る課税標準の特例措置 (2分の1) を 3 年延長

◎ 固定資産税(土地)の負担調整措置 (平成 21 年度～平成 23 年度)

- 現行の負担調整措置を継続
 - ・負担水準 (評価額に対する前年度課税標準額の割合) が一定割合以上の土地については、前年度課税標準額を引下げ又は据置
 - ・負担水準が一定割合未満の土地については、前年度課税標準額に評価額の 5% を加算
- 据置年度においても評価額を下落修正できる特例措置を継続
- 商業地等に係る条例減額制度を継続
- 新たな条例減額制度の創設
 - ・商業地等及び住宅用地について、税負担が大幅に増加する場合、地方公共団体の条例により、税額の上昇を 1.1 倍まで抑制できる制度を創設

2 道路特定財源関係

◎ 道路特定財源の一般財源化

- 自動車取得税及び軽油引取税を目的税から普通税に改め、用途制限を廃止
 - 地方道路譲与税の名称を地方揮発油譲与税に改め、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税とともに用途制限を廃止
 - 譲与税の譲与・交付金の交付は、引き続き道路の延長・面積を基準
 - 軽油引取税の課税免除措置については、3年間存続
- ※ 暫定税率分も含めた税率については、今後の税制抜本改革時に検討

3 自動車税制

◎ 自動車取得税の時限的軽減措置（平成21年度～平成23年度）

- 低燃費車・低公害車等（新車）について、時限的な税率軽減措置を導入（3年間）

| | |
|---|---------|
| 電気自動車・ハイブリッド自動車等 | … 免除 |
| 乗用車等（軽自動車含む）：★★★★ かつ 平成22年度燃費基準+25%達成 | … 75%軽減 |
| バス・トラック（3.5t超）：平成21年排出ガス規制適合 かつ 平成27年度燃費基準達成 | … 75%軽減 |
| 乗用車等（軽自動車含む）：★★★★ かつ 平成22年度燃費基準+15%達成 | … 50%軽減 |
| バス・トラック（3.5t超）：平成17年排出ガス基準10%低減達成 かつ 平成27年度燃費基準達成 | … 50%軽減 |

（注）「★★★★」は、平成17年排出ガス基準75%低減達成

4 金融証券税制

◎ 配当・譲渡益に対する軽減税率（平成21年1月1日～平成23年12月31日）

- 上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率（10%：所得税7%・住民税3%）を3年延長

施行期日 平成21年4月1日